

<交付申請（エントリー）について>

Q1-1

市外の事業所だが、市内に供給先が存在する場合、本事業の対象先であるとの理解でよいのか？

A. 市内の利用世帯が支援の対象ですので、事業所の市内外は問いません。

Q1-2

市内に顧客がいる営業所がいくつもある場合は本社から申請するのか、営業所から申請するのか？

A. 顧客と契約している事業所からの申請とします。
(契約書上に記載の事業者または事業所)

Q1-3

交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A. 交付申請時は見込みで構わないものの、実績報告時に増となってしまわないよう御注意願います。
もしも増となった場合は実績報告の前に増額の変更交付申請の必要があります。

Q1-4

簡易ガス（コミュニティガス）事業も対象か。

A. LPガスの利用世帯であれば対象です。

Q1-5

交付申請書の申請時期はいつか

A. 10月20日までとします。

Q1-6

押印は必要か。

A. 署名または記名捺印をお願いいたします。

<支援事業の周知について>

Q2-1

販売契約する一般消費者等へ値引きを行う際、周知は必要か。

A. 支援金交付決定後、契約する一般消費者等に事前周知を行ってください。時期は遅くとも11月検針日または請求通知を送付する以前に行うものとします。

Q2-2

周知の仕方はどのように行えば良いか。

A. チラシの配布による事前周知を行ってください。WEB明細等により、直接の配布を行わない場合はデータ等による通知も可能とします。

チラシは福岡県LPガス協会大牟田支部にて受け取り、チラシデータは福岡県LPガス協会ホームページ掲載分からダウンロードすることができます。

<利用実績が無い場合>

Q3-1

利用実績が無い場合（0 m³）は支援の対象か。

A. 検針分料金が発生していれば、対象となります。

Q3-2

販売契約はしているが、たまたま11月検針分料金が発生しなかった場合どうなるか。

A. LPガス料金が発生しているものについては、12月検針分の料金から値引きします。

ただし、11月検針分および12月検針分の対象となる使用期間の販売契約がないもの（契約解除したもの等）は、値引きの対象となりません。

また、隔月検針のような場合は、支援センターにご連絡ください。

<利用実績が少ない場合>

Q4-1

使用量が1 m³未満の場合は対象になるか。

A. 下限は設定しません。

11月検針分料金が3,000円を一括して値引きできない場合

⇒11月検針分料金を超えた値引き額については、12月検針分の料金から値引き額合計が3,000円になるまで値引きを行うこととします。ただし、12月検針分料金の値引き額までを限度とします。

※当該事案が生じそうな場合は、事前に支援センターにご連絡ください。

<支援の対象について>

Q5-1

屋号は事業所だが、実際は一般家庭で使っている場合は対象か。

A. 一般家庭及び事業所が対象のため、支援対象となります。

Q5-2

店舗兼住宅の場合は対象になるか。

A. 一般家庭及び事業所が対象のため、支援対象となります。

Q5-3

料金を滞納している世帯は対象か。

A. 今回の事業は11月検針分料金から、最大3,000円の値引きを行う事業です。

本事業は、滞納分か否かを問いません。11月検針分料金から、最大3,000円値引くこととします。

Q5-4

対象先選定による注意点として、国の機関、地方自治体の施設は対象か。

A. 国の機関や地方自治体施設も支援対象となります。

Q5-5

自治会が管理しているような集会所等も対象か。

A. ガス販売事業者と契約している場合は対象となります。

Q5-6

従量料金のみが対象か。

A. LPガス料金とは、対象期間中に請求すべき検針分料金が対象となります。

質量料金は対象外です。

Q5-7

11月検針分料金は発生するが、何らかの理由で値引きできなかった場合はどうするか。

A. 交付決定を受けているものであれば、12月検針分料金から値引きとなります。

交付決定を受けていないものであれば、速やかに支援センターにご連絡ください。

<2世帯住宅の場合>

Q6-1

2世帯住宅は対象になるか。

A. 同敷地内であっても、世帯毎に契約（メーター）していれば、それぞれ対象となります。

<1世帯に複数メーターがある場合>

Q7-1

1世帯に複数メーターを取り付けているケースがあり、当社では1メーター1顧客としているが、今回の値引きの対象となるか。

A. 1メーター（1契約）単位とします。

<社宅や寮の場合>

Q8-1

集合住宅で会社が契約している場合は対象か。

A. 一般家庭及び事業者が対象のため、契約先が会社（法人）であろうとも除外しません。

Q8-2

法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は、値引き対象という認識で問題ないか。

A. 一般家庭及び事業者が対象のため、契約先が会社（法人）であろうとも除外しません。

Q8-3

社宅や寮において、一括請求している場合はどうなるか。

A. 一括で契約、請求がなされている場合は、1メーター（1契約）単位とします。

各部屋ごとに契約されている場合は、それぞれを1メーター（1契約）単位とします。

<値引きの明示について>

Q9-1

消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記、通知でもよいか。

A. 「①値引き前の金額（税抜き）②値引き後の金額（税抜き）③大牟田市の支援により最大3,000円を減額している。」この3点を明示願います。

※検針票は請求額等が明記されているもの。

Q9-2

検針票等に値引き額の明示「大牟田市の支援で、最大3,000円値引き（各世帯1回のみ）されています。」の記載が困難な場合の対応は。

- A. 「①値引き前の金額（税抜き）②値引き後の金額（税抜き）③大牟田市の支援により最大3,000円を減額している。」この3点を明示願います。
記載が困難な場合は、別紙の添付をご検討ください。
※特段の事情がある場合は支援センターへご相談ください。

Q9-3

コミュニティガスの登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務への対応は必要なか。

- A. 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。
また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

Q9-4

検針票等、事業者控えが残らない場合（WEB明細等）値引きの事実はどう確認するのか。

- A. 値引き額を明示した検針票の写真、事業者が管理するデータ等で確認します。

<期間中の値上げについて>

Q10-1

期間中に値上げしてはいけないのか。

- A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げは差支えありません。
ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行うなど、意図的と捉えられることのないようご留意願います。

<値引き原資について>

Q11-1

値引き原資はいつ振り込まれるのか。

- A. 請求書を支援センターに提出後、3週間程度での振込となる予定です。

<実績報告について>

Q12-1

実績報告書の添付書類の記載事項として、①氏名などの個人が識別できるものがあるが、同姓同名の場合や同じ会社名なども想定されるが、住所なども記載したほうがよいか。

A. 町名（大字名）の記載は必要です。住所の記載までは必須ではありません。

Q12-2

ガスや灯油等複数の契約がある場合、システム上传票が合わせた金額であがってしまうが、どうすればよいか。

A. ガス料金だけの表を作成いただき、実績報告で提出してください。